

お客さま 各位

民法改正を踏まえた債券・投資信託取引関連規定の改定について

平素は、浜松いわた信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫は2020年4月の「民法改正」を踏まえ、債券・投資信託取引関連規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記の連絡先までお問合せ下さい。

記

<改定日>

2020年4月1日（水）

<改定する債券・投資信託取引関連規定>

1. 債券取引規定集
 - ・ 国債証券等の保護預り規定
 - ・ 振替決済口座管理規定（振込国債）
 - ・ 一般債振替決済口座管理規定
2. 投資信託取引約款集
 - ・ 浜松いわた信用金庫投信取引約款
 - ・ 自動けいぞく（累積）投資約款
3. 特定口座約款
4. 非課税口座約款
5. 未成年者口座および課税未成年者口座約款
6. 「浜松いわた信用金庫積立投信（定時定額購入取引）」取扱規定

<主な改定箇所>

1. 規定（約款）の変更

規定（約款）を変更する時の取扱いや、周知方法を明確にするための改定です。

- | | | |
|---|-------------------------------|---------------|
| ① | 債券規定集 | |
| | ・ 国債証券等の保護預り規定 | 第18条（規定の変更） |
| | ・ 振替決済口座（振込国債）管理規定 | 第16条（規定の変更） |
| | ・ 一般債振替決済口座管理規定 | 第18条（この規定の変更） |
| ② | 投資信託取引約款集 | |
| | ・ 浜松いわた信用金庫投信取引約款 | 61.（約款の変更） |
| | ・ 自動けいぞく（累積）投資約款 | 11. 約款の変更 |
| ③ | 特定口座約款 | |
| | | 21. 約款の変更 |
| ④ | 非課税口座約款 | |
| | | 16. 約款の変更 |
| ⑤ | 「浜松いわた信用金庫積立投信（定時定額購入取引）」取扱規定 | |
| | | 11.（規定の変更） |
| ⑥ | 未成年者口座および課税未成年者口座約款 | |
| | | 31. 約款の変更 |

2. 手数料（管理料）の取扱・契約期間

現状にあわせ、保護預り手数料・口座管理手数料に関する規定、および手数料徴収の基準となる契約期間の定めを削除します。

削除する（旧）条文

- | | | |
|---|--------------------|---|
| ① | 債券規定集 | |
| | ・ 保護預り規定（取引残高報告書式） | 第5条（契約期間等）
第6条（手数料） |
| | ・ 振替決済口座管理規定 | 第4条（契約期間等）
第5条（手数料） |
| | ・ 一般債振替決済口座管理規定 | 第4条（契約期間等）
第13条（口座管理料） |
| ② | 投資信託取引約款集 | |
| | ・ 浜松いわた信用金庫投信取引約款 | 10.（手数料）
26.（投資信託受益証券の保管）(6)
48.（口座管理料） |

3. 解約に関する制限等

解約にかかる制限・解約時の処理方法等を明確にするための改定です。

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| ① | 債券規定集 | |
| | ・ 振替決済口座（振込国債）管理規定 | 第13条（解約等） |
| | ・ 一般債振替決済口座管理規定 | 第14条（解約等） |

4. 振替決済口座・振替の申請

振替の申請の方法・当金庫が取り扱う銘柄等・振替決済口座の開設にかかる制限等について明確にするための改定です。

① 債券規定集

- ・ 振替決済口座（振込国債）管理規定 第4条（振替の申請）
- ・ 一般債振替決済口座管理規定 第2条（振替決済口座）
第3条（振替決済口座の開設）
第5条（振替の申請）
第6条（他の口座管理機関への振替）

② 投資信託取引約款集

- ・ 浜松いわた信用金庫投信取引約款 38.（振替決済口座）
40.（振替の申請）

5. 税制改正への対応

税制改正に伴う、非課税口座内の勘定の変更および非課税口座開設顧客の一時的な出国にかかる手続きや方法について追加したものです。

① 非課税口座約款

- 2. 非課税口座開設届出書等の提出等
- 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲
- 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い
- 9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い
- 10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認
- 11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き
- 13. 契約の終了

② 未成年者口座および課税未成年者口座約款

- 28. 契約の終了

6. その他

規程（約款）間の平仄を合わせるための条文の移動、言い回し、文言の変更等を行っております。

以上

【本件に関するお問い合わせ】 平日 9：00～17：00

個人営業部 預かり資産管理課 TEL：053-401-1819